

令和5年8月9日

担当課 市民生活部地域振興課

電話 0857-30-8172 (内線 7311)

(資料1)

地域振興会議の今後のあり方について

令和4年10月から令和5年2月末にかけて、各地域振興会議において、地域振興会議の成果や課題について振り返りを行い、委員の意見を集約しました。これをうけて、令和5年5月25日の支所長会議で、地域振興会議設置期間満了後（令和7年3月末）のあり方について素案をまとめました。

1. 会議体の設置の意義・目的

地域特有の課題や地域活性化について、地域住民が主体となって議論や検討を行い、持続可能な地域共生のまちづくりを推進するため、新たな会議体を設置する方向で検討する。

2. 設置区域と位置づけ

各総合支所単位で、設置要綱に基づき設置する。

3. 所掌事務

- ・地域特有の課題や地域活性化について地域住民が主体となって調査・研究を行い、解決策について検討する。
- ・必要に応じて、地域ごとのまちづくりの方向性を示した、地域プランを作成する。
- ・課題解決に資する市に対する政策提案を行う。政策提案を行うにあたり、対象区域住民の意向把握や情報共有に務める。

4. 今後のスケジュール

R5年8月～ R6年1月末	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興会議会長会及び各地域振興会議において、素案を提示し協議 ・素案の各事項について、各地域振興会議から意見集約 ・方針案（委員構成、会議の進め方等、詳細事項も含むもの）の作成
R6年2月～3月	地域振興会議会長会で方針案の説明
R6年4月～8月	各地域振興会議において、方針案の説明
R6年9月	方針案の確定